

# 平成24年度寒河江市農業労働賃金等標準協定表

農業機械作業料金(消費税を含まない) <span style="float: right;">(10a当たり 単位:円)</span>				備考
作業名	圃場面積	10a以上圃場	10a未満圃場	
田畑耕耘		8,500	9,500	湿田、立木のある場合は3割増とすることができる
本田くれぎり		4,500	5,000	
本田代かき		6,500	7,000	
くれぎり代かき併用		8,500	9,000	
トラクター一貫作業		18,000	19,500	耕耘、くれぎり、代かき
請負機械田植 (育苗～田植)	稚苗	26,000	27,000	苗24枚を基準とする(苗運搬含む)
	中苗	30,000	31,000	苗30枚を基準とする(苗運搬含む)
機械田植	植付のみ	7,500	8,000	
	側条施肥	9,500	10,000	
バインダー刈り取り	刈り投げ	10,000	11,000	
	杭掛け含む	19,000	20,000	
コンバイン刈生脱のみ		22,000	24,000	籾運搬料は2kmで1,000円/10aを基準として加算
ハーベスター脱穀		11,000	12,000	籾運搬料は2kmで1,000円/10aを基準として加算
農業労働賃金				<p><b>(備考)</b></p> <p>(1) 農作業別の賃金とし、労働時間は1日8時間を基準とすること。</p> <p>(2) 賃金及び料金は、すべて食事がつかないものとする。</p> <p>(3) 耕地の遠近、分散、作業内容の難易度により両者の話し合いの上決定すること。</p> <p>(4) その他の農業機械利用料金については、さがえ西村山農業協同組合による利用料金に準ずること。</p> <p><b>(農作業の留意事項)</b></p> <p>1. 鳥追爆音機等は、近隣の住宅に迷惑にならないよう使用する。</p> <p>2. 耕作放棄地は、病害虫の発生源となるので適正な管理をすること。</p> <p>3. 農薬を使用するときは、隣接圃地や住宅に飛散、流出させないようにすること。</p> <p>4. 農薬の使用基準を遵守し、調査した農薬は全量使い切る。</p> <p>5. 使用した防除機一式は、農薬が残らないよう洗浄を徹底し、用水路では洗わないこと。</p> <p>6. ひえ、雑草は、道端や堰に捨てないこと。 必ず自家の畑、宅地等に運搬し、処理すること。</p> <p>7. 境を越えて農作物等に被害を及ぼす樹木は、伐採し、他人に迷惑をかけないようにすること。</p> <p>8. 使用済ビニールや農業用の空びん等については、集団回収等により、適正に処分すること。</p> <p>※農作業中の事故に備え、傷害保険等に加入しましょう。</p>
作業名	単位	料金(円)	備考	
乾燥調製	生籾 1俵	1,900	持込み含まず 製品米1俵単価(籾ずり料込み)とする	
	半乾 1俵	1,600		
籾ずり	1俵	720		
精米	1俵	700	業者委託の場合は業者協定料金とする	
育苗	稚苗 1箱	710	総請負の場合	
	中苗 1箱	710		
動力畦草刈	1時間	2,000	背負、肩掛とも同額 自走式	
		3,000		
くろぬり	100m片面	5,000		
散在果樹消毒 (動力噴霧器)	1時間	2,800	機械使用料含む (薬剤別)	
スピードスプレー消毒	10a	5,200	機械使用料含む(薬剤別)、10a未満の散在樹圃地は3割増	
水稻防除等	10a	1,000	機械使用料含む	
<p><b>寒河江市農業労働賃金等標準協定表策定協議会</b></p> <p style="text-align: right;">協定表についてのお問い合わせ先 寒河江市農林課 TEL 86-2111 内線322 寒河江市農業委員会</p>				